

## 26 「持続可能な開発のための教育の10年」に関する動き

2002年8～9月に開催されたヨハネスブルグ・サミットの実施交渉計画において、日本国内のNGOの提言を受け、日本が実施計画文書に「2005年から始まる『持続可能な開発のための教育の10年』の採択の検討を国連総会に勧告する」旨の記述を盛り込むことを提案した。この提案を受け、2002年9月、第57回国連総会において「持続可能な開発のための教育の10年」に関する決議案を日本より提出した結果、先進国と途上国の双方を含む46ヶ国の共同提案国となり、満場一致で可決した。

ユネスコが関連国連機関等と協力して国際実施計画を策定し（2004年国連総会にて採択予定）、これを基に各国政府が国内での教育戦略および行動計画を検討することになっている。

日本国内では、2003年6月に日本ユネスコ国内委員会教育小委員会がワーキンググループを設置して議論し、その結果を国際実施計画に反映させるためにユネスコ本部に提出した。また、2003年の7月には「環境の保全のための意欲の増進および環境教育の推進に関する法律」が制定された。

日本国内の民間の動きとしては、2003年6月に「持続可能な開発のための教育の10年」推進会議が国内NGOの横断的な組織として発足しており、国際・国内実施計画への政策提言や情報提供、地域ミーティングの開催等の活動を活発に行っている。

アジア全体の動きとしては、2004年6月にアジア協力対話（ACD）が日本で開催された。ACDでは各国での取組み状況の報告、情報交換等が行われ、環境教育の重要性について共通の認識を確認するに至った。

### < 採択までの国際的な動き >

1992年のリオ・サミット以後、国連持続可能な開発委員会（UNCSD）において、ユネスコが中心となって「持続可能な開発」のための教育のあり方についての検討が開始された。



1997年にギリシャのテサロニキでユネスコとギリシャ政府が開催した「環境と社会に関する国際会議：持続可能性のための教育と意識啓発」でまとめられたテサロニキ宣言において、環境教育に関する現状と課題が確認された。



2002年8月、ヨハネスブルグ・サミットの実施交渉計画で日本国内のNGOの提言を受け、日本が実施計画文書に「2005年から始まる『持続可能な開発のための教育の10年』の採択の検討を国連総会に勧告する」旨の記述を盛り込むことを提案した。



2002年9月、第57回国連総会において「持続可能な開発のための教育の10年」に関する決議案を日本より提出。先進国と途上国の双方を含む46ヶ国の共同提案国となり、満場一致で可決した。

## < 採択後の動き >

### 【国際的な動き】

#### ユネスコ (リードエージェンシー)

2003年8月に国際実施計画の策定のための枠組み案を発表。その後世界中からのパブリック・コメントを募集した。

この国際実施計画書は2004年の前半に完成、2004年の国連総会で採択の予定。

#### 国連大学

2003年4月に第1回ウブントゥ・グループ(世界の11の高等教育機関によるグループ)作業部会を開催。第57回国連総会以後の各機関での進捗状況を報告した。

### 【アジアの動き】

#### アジア協力対話(ACD)

2004年6月、アジア16ヶ国から大使館関係者、NGO、研究者、民間企業などが参加し、環境教育の推進対話が開催された。各国での活動状況の報告、役割や連携に関する議論などが行われ、環境教育の重要性に対する基本認識を共有するに至った。

### 【日本国内の動き】

#### 国内 NGO 「持続可能な開発のための教育の10年」推進会議

環境・教育関係 NGO の横断的組織。

ユネスコの国際実施計画への政策提言や国内実施計画の案作り、情報提供、地域および全国ミーティングの開催などの活動を行っている。

#### 日本ユネスコ国内委員会

2003年6月に日本ユネスコ国内委員会教育小委員会でWGが設置され、議論を開始。その結果を国際実施計画に反映させるためユネスコ本部へ提出した。

#### 法律の制定

2003年7月、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育等に関する法律」が制定。

出所：外務省および「持続可能な開発のための教育の10年」推進会議のウェブサイトより作成